

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2022・9・10

知的財産など企業訴訟に特化

「ビジネス・コート」、10月に開設

特許権の侵害や企業買収などビジネスに関する訴訟や手続きを集中的に取り扱う裁判所、通称「ビジネス・コート」が全国で初めて東京に開設され、本年10月から業務を開始する。

「ビジネス・コート」は、特許や商標などを専門的に扱う知的財産高等裁判所と、株主代表訴訟や破産手続きなどを扱う東京地方裁判所の3つの部署がまとめて新庁舎に移転する。複雑化が進む企業間の紛争や最新の科学技術などの専門的な見解が必要なケースなどに対応するため機能を集中するもので、ビジネス分野に特化した裁判所は全国で初めて。

知的財産や経済紛争に詳しい裁判官や調査官に加え、弁理士や公認会計士などの「専門委員」が1か所に集まることで、より専門性の高い審理や迅速な解決につながる事が期待されている。

知財高裁は10月11日、東京地裁の知財部、商事部は10月17日から業務を開始する。

国外サーバーでも特許侵害 ▼知財高裁▼

ドワンゴが逆転勝訴

動画配信サービス「ニコニコ動画」などを運営するドワンゴは、同社の保有するコメント表示機能に関する特許権に基づき、FC2などを共同被告として提起した特許権侵害訴訟で、知的財産高等裁判所がFC2などによる特許権侵害を認めたと発表した。

2018年の東京地裁判決が覆り、ドワンゴ側が逆転勝訴。国境をまたぐインターネットサービスについて、サーバーが国外にあっても日本の特許権の効力が及ぶとの判断が示された。

ドワンゴは2016年、コメント機能付き動画配信サービス「FC2動画」「ひまわり動画」などにおいて、ドワンゴのコメント表示機能に関する特許権が侵害されているとしてFC2などを相手取って東京地裁に提訴。東京地方裁判所は2018年、ドワンゴの請求を全て棄却したが、同社は控訴。

知財高裁での控訴審では、一転してドワンゴ

の主張を認め、FC2をはじめとする被告側に対して、①1億円の損害賠償請求（一部請求）、②FC2動画におけるコメント表示用プログラムの譲渡等の差止請求、③各サービスにおけるコメント表示用プログラムの抹消請求を認める判決を下した。

国境を超えたインターネット上で、国外のサーバーを利用して行われる特許権侵害行為について、日本の特許への侵害を問えるのが争点となった。

判決では、「特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、…属地主義には反しない」とし、本件配信は、本件事情に照らすと、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価でき、「提供」(特許法2条1項3号)に該当すると判断して、ドワンゴ側の上記請求を認容した。

科学技術指標2022

▼文部科学省▼

注目度の高い論文数、中国が世界1位

文部科学省の科学技術・学術政策研究所(NISTEP)は、「科学技術指標2022」を公表した。報告書は、主要国の科学技術に関する研究活動を論文や特許出願数などから分析したもの。

報告書によると、日本の研究開発費は、17兆6000億円と主要国（日米独仏英中韓の7か国）中、3位を維持。パテントファミリー（2か国以上への特許出願）数では世界1位を維持した。

一方、日本の自然科学系の学術論文数数は67,688本（1年平均）で4位から5位へ、他の論文に多く引用され、注目度が高いトップ10%補正論文数では10位から12位、トップ1%補正論文数では9位から10位と、いずれも前年度調査から順位を落とした。

Top1%補正論文数では中国が初めて米国を上回り、世界第1位となった。

博士号取得者数は米国や中国、韓国が2000年代初めに比べて倍増しているのに対し、日本は2006年度をピークに減少傾向が続いている。

<科学技術指標2022>

<https://www.nistep.go.jp/archives/52292>

解説

解説：進歩性の判断（相違点の判断）
知的財産高等裁判所 令和3年（行ケ）
第10069号 審決取消請求事件
令和4年6月22日判決言渡

第1 事案の概要

被告は特許第6522715号（発明の名称：1回当たり100～200単位のPTHが週1回投与されることを特徴とする、PTH含有骨粗鬆症治療/予防剤）の特許権者である。

原告が本件特許に対して特許無効審判請求（無効2019-800075号）したところ、特許庁は、被告が行った訂正請求を認めた上で、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）を下し、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。

本件審決は、本件発明と主引用文献（ヒト副甲状腺ホルモン（1-34）の骨粗鬆症に対する間欠毎週投与の効果：3種類の投与量を用いた無作為化二重盲検前向き試験）（Osteoporosis International, vol.9, no.4, p.296-306, 1999）（甲7文献）記載の発明（甲7発明）との間の相違点Bの存在により本件発明1の進歩性を認めていた。これに対して、本判決では、相違点Bに係る本件発明1の構成は当事者が容易に想到し得たものであるとして本件審決を取り消した。ここでは、相違点Bに係る判断部分のみを紹介する。

本件審決が認定した本件発明1と甲7発明との間の一致点、相違点Bは以下のとおりである。

<本件発明1と甲7発明との一致点>

1回当たり200単位のPTH（1-34）が週1回投与され、PTH（1-34）を有効成分として含有する、骨粗鬆症治療剤ないし予防剤であって、骨粗鬆症患者を対象とし、皮下注射投与であることを特徴とする、骨粗鬆症治療剤ないし予防剤。

<本件発明1と甲7発明との間の相違点（相違点B）>

本件発明1は、骨粗鬆症治療剤ないし予防剤が「下記（1）～（3）の全ての条件を満たす骨粗鬆症患者を対象」

- 「(1) 年齢が65歳以上である
- (2) 既存の骨折がある
- (3) 骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および/または、骨萎縮度が萎縮度1度以上である」とする「骨折抑制のための」ものであることが特定されているのに対し、

甲7発明では、骨粗鬆症治療剤が「厚生省による委員会が提唱した診断基準で骨粗鬆症と定義された、年齢範囲が45歳から95歳の被験者のうち、複数の因子をスコア化することによって評価して骨粗鬆症を定義し、スコアの合計が4より高い場合の患者に対し投与された際に腰椎骨密度（BMD）の増加が確認されている」ことが記載されているものの、(1)～(3)の全ての条件を満たす対象者における骨折抑制のためのものとは特定されていない点。

（以下、「(1) 年齢が65歳以上である」を「本件条件(1)」と、「(2) 既存の骨折がある」を「本件条件(2)」と、「(3) 骨密度が若年成人平均値の80%未満である、および/または、骨萎縮度が萎縮度1度以上である」を「本件条件(3)」と、本件条件(1)ないし本件条件(3)を併せて「本件3条件」と、本件3条件の全てを満たす骨粗鬆症患者を「3条件充足患者」又は「高リスク患者」若しくは「高リスク者」と、本件3条件の全部又はいずれか一部を満たさない骨粗鬆症患者を「非3条件充足患者」又は「低リスク患者」若しくは「低リスク者」という。）

第2 判決

- 1 特許庁が無効2019-800075号事件について令和3年4月16日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

相違点Bの構成の容易想到性について

甲号証の各記載によると本件基準日当時の骨粗鬆症に関する技術常識は、次のとおりである。

①骨粗鬆症は、骨強度の低下を特徴とし、骨折の危険性が増大した骨疾患であり、その治療の目的は、骨折を予防し、QOL (quality of life) の維持改善を図ることである、②骨粗鬆症は、加齢とともに発生が増加する、③骨粗鬆症による骨折の複数の危険因子の中で、わが国では、低骨密度、既存骨折、年齢に関するエビデンスがある、④骨粗鬆症の診断基準に関して、1990年当時、厚生省シルバーサイエンスプロジェクト「老人性骨粗鬆症の予防および治療に関する総合的研究班」により提唱された診断基準（甲8診断基準）があったが、1996年に診断基

準が改訂され（甲5診断基準）、その後、2000年に更に改訂された（甲9診断基準）、⑤骨強度は骨密度と骨質の2つの要因からなり、骨密度が骨強度のほぼ70%を、骨質が残りの30%を説明することが知られていたといえる。

本件3条件について

甲7発明と本件発明1とは、「1回当たり200単位のPTH（1-34）又はその塩が週1回投与されることを特徴とする」との用量の点において一致するが、その投与の対象となる骨粗鬆症患者の範囲を一応異にする。

甲7発明で投与対象とされた患者は、甲8診断基準で骨粗鬆症と診断された患者であるところ、より新しい基準を参酌しながらその患者を選別することは、当事者がごく普通に行うことであるから、甲7発明に接した当事者が、甲7発明のPTH200単位週1回投与の骨粗鬆症治療剤を投与する対象患者を選択するのであれば、甲8診断基準とともに、より新しい、甲5診断基準又は甲9診断基準を参酌するといえる。

甲5診断基準で骨粗鬆症と診断される者は、①骨萎縮度1度以上又は骨密度値がYAMの80%以下の低骨量で非外傷性椎体骨折を有する者か、②X線上椎体骨折を認めないが、骨萎縮度Ⅱ度以上、又は、骨密度値がYAMの70%未満である者であり、甲9診断基準で骨粗鬆症と診断される者は、③骨萎縮度Ⅱ度以上又は骨密度がYAMの80%未満の低骨量が原因で、軽微な外力による非外傷性骨折等（脆弱性骨折）を有する者か、④脆弱性骨折がないものの、骨萎縮度Ⅱ度以上、又は、骨密度値がYAMの70%未満の者である。

本件条件(2)及び本件条件(3)は、上記①と同じであるから（「既存の骨折」は「非外傷性椎体骨折」を含む）、当事者が甲7発明の200単位週1回投与の骨粗鬆症治療剤を投与する骨粗鬆症患者を本件条件(2)及び本件条件(3)で選別するのは何ら困難を要しない。

また、骨粗鬆症は、加齢とともに発生が増加するとの技術常識があり、高齢者は加齢を重ねた者であるのは明らかであるところ、高齢者として65歳以上の者を選択するのは常識的なことであり、アメリカ骨粗鬆症財団、WHOグループ、カナダガイドライン等で取り上げられている骨折の危険因子の項目のうち、共通して取り上げられている要因として、65歳以上という年齢があり、高齢者の医療の確保に関する法律32条でも65歳以上が高齢者とされている。したがって、これらを参酌し、骨粗鬆症による骨折の複数の危険因子として、低骨密度及び既存骨折に並んで年齢が掲げられていることに着目して投与する骨粗鬆症患者を65歳以上として、本件条件(2)及び本件条件(3)に加えて本件条件(1)のように設定することはごく自然な選択であって、何ら困難を要しない。

そうすると、甲7発明に接した当事者が、投与対象患者を本件3条件を全て満たす患者と特定することは、当事者に格別の困難を要することではない。

「骨折の抑制のための」ものとする点について

骨粗鬆症は、骨強度の低下を特徴とし、骨折の危険性が増大した骨疾患であり、骨粗鬆症の治療の目的は骨折を予防することであり、「骨強度」は骨密度と骨質の2つの要因からなり、骨密度は骨強度のほぼ70%を説明するとの技術常識があったのであるから、当事者は、骨密度の増加は骨折の予防に寄与すると理解するというべきである。

そうすると、甲7文献には、「ここに挙げた薬剤を投与することによって骨密度（BMD）が増加するため、骨折予防は飛躍的に進歩した」（296頁右欄10行ないし297頁左欄25行目）と骨密度の増加が骨折予防に寄与することが記載され、その上で、48週で骨密度を8.1%増大させたことが開示されているのであるから（300頁左欄11行ないし右欄6行目）、甲7発明の骨粗鬆症治療剤を骨折抑制のためのものとするとは、当事者が容易に想到できたものである。

相違点Bについて

前記のとおり、甲7発明の骨粗鬆症治療剤を投与対象患者を本件3条件を全て満たす骨粗鬆症患者とすること、及び甲7発明の骨粗鬆症治療剤を骨折抑制のためのものとするとはいずれも容易であるところ、骨折の危険因子を多く持つ骨粗鬆症患者に骨折抑制のために骨粗鬆症治療剤を投与しようとするのは当然のことであるから、上記各改変は同時に行うことができ、結局、相違点Bに係る本件発明1の構成は容易に想到できるというべきである。

第4 考察

特許審査基準によれば、審査官は、主引用発明から出発して、当事者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを検討し、論理付けできないと判断したときに、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。特許庁審決が論理付けできない＝進歩性を有していると判断したものを知財高裁が取り消したものである。

相違点についての判断で実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。
以上

特許の出願件数が増加 商標登録件数は大幅増

■特許行政年次報告書2022年版■

特許庁は、「特許行政年次報告書2022年版」を公表した。特許行政年次報告書は、知的財産制度を取り巻く現状と方向性、国内外の動向と分析について、直近の統計情報、特許庁の取組等について、毎年、特許庁が取りまとめているもの。

【特許】

報告書によると、2021年の特許出願件数は前年比728件増の289,200件。特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）の件数は49,040件。審査請求件数は前年比6,342件増の238,557件となった。

外国人による日本への特許出願件数は、66,748件。中国から日本へなされた特許出願件数は依然として増加傾向にあるほか、減少傾向だった米国・欧州からの特許出願件数も増加に転じた。割合は、米国37.5%、欧州31.3%、中国14.0%、韓国8.9%。

特許の平均FA（ファーストアクション）期間は、10.1か月。早期審査対象案件では、2.7か月。

FA期間とは、一次審査通知までの期間で、出願審査請求から審査結果の最初の通知（特許査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間。

特許査定率は、74.8%。特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋ファーストアクション後の取下げ・放棄件数）。

【商標】

2021年の商標出願件数は184,631件。国際商標登録出願件数が前年比12.1%増の20,094件、それ以外の商標登録出願件数が同0.9%増の164,537件。

2021年の商標審査の一次審査通知の件数（FA件数）は、前年比23.3%増と大幅に増加し、

213,224件。商標登録件数は20年から約4万件増の174,098件となった。

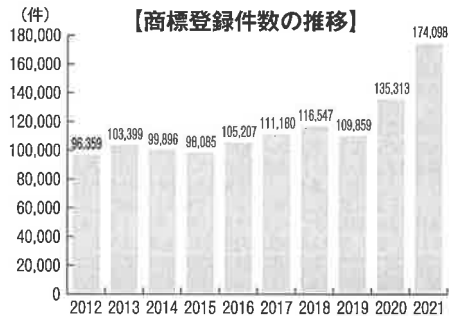
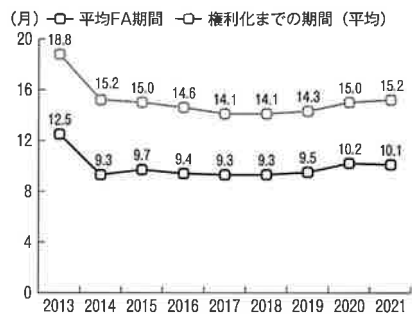
商標の平均FA期間は前年の10ヵ月から8ヵ月、商標審査の権利化までの期間は前年の11.2ヵ月から9.6ヵ月にそれぞれ短縮した。

特許庁では商標審査に関わる調査などで人工知能（AI）を導入したり、外部委託したりすることで効率化を進めてきた。商標審査官も17年から40人ほど増やしている。

<特許行政年次報告書2022年版>

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/unenji/2022/index.html>

【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



(引用：特許行政年次報告書2022年版)

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

低炭素技術に関する 特許を無償開放

■パナソニックHD■

パナソニックホールディングス（HD）は、「Low-Carbon Patent Pledge」（LCPP、低炭素特許の無償開放に関する枠組み）に参画したと発表した。

同社では保有する人工光合成にかかわる技術をLCPPのサイトに掲載し、19件の特許を無償開放した。LCPPは、低炭素技術の社会実装の加速と社会全体での共同イノベーション促進を目的に2021に発足した枠組み。気候変動に対処するための幅広い技術をカバーしており、電力管理やゼロカーボンエネルギーの実現、効率的なデータセンターアーキテクチャー、熱管理などの技術が含まれている。LCPPが規定する

所定条件の基にロイヤリティフリーのライセンスを提供している。現在、米マイクロソフトや米メタ（旧Facebook）、中国のアリババなどが参画している。LCPPへの参画は日本企業では初めて。

今回無償公開した特許は、バイオマスで使われる植物と同程度のエネルギー変換効率を実現した人工光合成技術に関するもので、人工光合成を実現する装置に使用する電極の材料や製造方法などの特許も含まれている。LCPPを介して無償開放することで、人工光合成技術の実用化への開発が促進され、地球環境の改善につながると期待している。

同社は、低炭素社会の実現に向け、長期環境ビジョン「Panasonic GREEN IMPACT」を発表。2030年までに全事業会社のCO₂排出量を実質ゼロにするなどの目標を掲げている。2050年には全世界CO₂総排出量の約1%にあたる3億トン以上の削減を目指すとしている。

審 決 紹 介

本願標章(別掲)、商標法第64条に規定する要件を具備する、と判断された事例(不服2021-007935、令和4年6月28日審決)

1 本願標章及び手続の経緯

別掲(本願商標)

本願標章は、別掲のとおりに「**新幹線**」の文字を横書きしてなり、第39項「道政情報の提供、自動車の運転の代行、貨物の積卸し、引越の代行、船舶の貸与・売買又は運航の委託の媒介、船舶の引揚げ、水先案内、ガスの供給、電気の供給、水の供給、熱の供給、有料道路の提供、係留施設の提供、飛行場の提供、駐車場の管理、自転車の貸与、航空機の貸与、機械式駐車装置の貸与、包装用機械器具の貸与、家庭用冷凍冷蔵庫の貸与、家庭用冷凍庫の貸与、車椅子の貸与、信書の送達、航空機用エンジンの貸与、業務用冷凍機械器具の貸与、ガソリンステーション用装置(自動車の修理又は整備用のものを除く)の貸与」を指定役務とし、登録第3066558号商標(以下「原登録商標」という。)に係る防護標章登録出願として、令和元年6月21日に登録出願されたものである。本願は、令和2年7月30日付けで拒絶理由の通知がされ、同年9月11日付けで意見書が提出されたが、同3年3月10日付けで拒絶査定がされ、これに対して同年6月16日付けで拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

新幹線

2 原登録商標

原登録商標は、本願標章と同一の構成よりなり、平成4年9月26日に登録出願、第39類「鉄道による輸送、車両による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、貨物のコンテナ、貨物の輸送の媒介、主催旅行の案内、旅行者の案内、旅行に関する契約(宿泊に関するものを除く)の代理・媒介又は取次ぎ、寄託を受けた物品の倉庫における保管、他人の携帯品の一時的預かり、倉庫の提供、駐車場の提供、コンテナの貸与、自動車の貸与、船舶の貸与」を指定役務として、同年8月31日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

3 原査定を拒絶の理由

原査定は、「本願標章は、他人がこれをその指定役務に使用しても、その役務の出所について混同を生じさせるおそれがあるものとは認められない。したがって、本願標章は、商標法第64条に規定する要件を具備しない。」旨判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願標章は、原登録商標「新幹線」と同一の構成よりなり、請求人が原登録商標の権利者と同一人であることは、その標章を表示した書面及び商標登録原簿の記載から明らかである。

そして、請求人提出の資料及び当審による職権調査によれば、1964年に東京・新大阪間(東海道新幹線)で新幹線が開業し、その後、山陽新幹線、東北新幹線、九州新幹線、北海道新幹線などが開業し、現在は北海道から鹿児島県まで南北に路線が結ばれているほか、山形新幹線、秋田新幹線、上越新幹線、北陸新幹線など、日本の各地域を結ぶ新幹線が開業されており(甲2(原審で提出の号証番号と重複するが、審判請求書に添付のものをついで)、以下、甲1(本願と同一。)、原登録商標は、請求人のほか、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。))及び九州旅客鉄道株式会社(以下、「JR九州」という。))以下、請求人、JR北海道及びJR九州をまとめていうときは、「請求人等」という。が、「鉄道による輸送」について使用する商標として、現在に至るまで請求人等各社によって使用されているものである(甲1、甲2、JR北海道及びJR九州の各ウェブサイト)。なお、請求人の主張及び提出された証拠によれば、JR北海道及びJR九州は、請求人によって原登録商標に係る通常使用権の許諾を得ている。

その結果、新幹線の総延長距離は3千km以上及び「新幹線コンプリートブック」JTBパブリッシング発行、旅客数量は、2018年が約3億8、600万人2019年が約3億7、000万人となっており(甲2)、また、2019年における東海道・山陽新幹線(東京・博多間)の1日あたりの輸送人員が658、500人(甲1)など、我が国の多くの者が利用している状況にあるといえる。

さらに、日常的に「新幹線」に関する何らかのニュースが取り上げられていることに加え、例えば近年開業した又は近い将来開業する路線の沿線でのイベントや、過去に開業

した路線の周年行事、他社の人気キャラクターとのコラボレーション企画など、世間の注目を集めるイベントが多数開催されている実情も見られる。

以上よりすれば、原登録商標は、請求人等の業務に係る指定役務を表示するものとして、その取引者、需要者をはじめ、我が国一般に広く知られたものというべきである。

加えて、請求人は「鉄道による輸送」以外にも、例えば、旅行業、倉庫業、駐車場業、広告業、金融業、旅館業及び飲食店業、設備工事業、電気供給事業等、多角的に事業を営んでおり(甲3)、また請求人等による「新幹線」の名称の使用についても、べんとう、菓子、食器、おもちゃ、文房具、被服、バッグ、USB、マスク、身飾品等、多様な商品に使用されている実情も見られる(当審による職権調査)ことも勘案すれば、原登録商標と同一の態様ならぬ本願標章が、他人によって本願の指定役務について使用された場合、これに接する取引者、需要者は、その役務が請求人又は請求人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る役務であるかのごとく、その出所について混同を生ずるおそれがあると判断するのが相当である。

したがって、本願標章が商標法第64条に規定する要件を具備しないものとして本願を拒絶した原査定は妥当でなく、取り消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「食の北海道遺産」は、商標法第4条第1項第6号に該当しない、と判断された事例(不服2021-010375、令和4年6月10日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和2年8月25日に登録出願されたものであって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和2年11月2日付け：拒絶理由通知書

令和2年12月15日付け：意見書

令和3年5月6日付け：拒絶査定

令和3年8月4日付け：審判請求書

2 本願商標

本願商標は、「食の北海道遺産」の文字を標準文字で表してなり、第35類に属する別掲(※記載省略)のとおりの役務を指定役務として、登録出願されたものである。

3 原査定を拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「食の北海道遺産」の文字を標準文字で表してなる。そして、これは、「北海道に関係する自然・文化・産業などの中から、次世代へ継承したいものとして北海道遺産構想推進協議会が選定した有形無形の財産群」であり、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名な標章である「北海道遺産」と類似する。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「食の北海道遺産」の文字を標準文字で表してなること、その構成文字は空白なく横一列に表してなるもので、構成文字全体でまともより一連一体の造語を表してなると認識、理解できる。

ところで、当審における職権調査によれば、「北海道遺産」の文字が、北海道の歴史・文化、生活や産業などの分野における有形・無形の財産を遺産とする事業の名称であることは認められるもの、当該文字が、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示するものとして、我が国において著名の程度に至っていると認められる事実を見いだすことはできなかった。

そうすると、本願商標は、その構成文字に「北海道遺産」の文字を含むもの、当該文字は、著名なものとはいえないこと、さらに、本願商標はまともより一連に構成された態様よりなることを併せて考慮すれば、これに接する需要者及び取引者をして、直ちに「北海道遺産」やそれに係る事業との関連を連想、想起せるとはいえない。

そうとすれば、本願商標は、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものとは同一又は類同の商標ということではできなから、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年	商標登録第 604715号～第 606286号
◇ 48(1973)年	商標登録第 997367号～第1001300号
◇ 58(1983)年	商標登録第1564504号～第1571068号
平成5(1993)年	商標登録第2501503号～第2511500号
平成15(2003)年	商標登録第4642619号～第4650017号
平成25(2013)年	商標登録第5553263号～第5560586号

各年の2月1日～2月28日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっております。存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和元年10月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは9月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和4年6月分	25,235	15,957
前 年 比	102%	96%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。
http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm